

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和8年1月6日（火）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議案 第 1 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和8年1月6日(火)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 晃

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆

9番 住田 賀津彦 10番 大崎 章博

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名

上野方地区 宮坂 新太郎 加積地区 西田 八郎

7. 議事録署名委員

8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 清水 雅之

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和7年度1月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、8番佐々木委員、9番住田委員にお願いい

たします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が568.00 m²です。

【議案第1号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7番： 今ほど事務局から説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたら、ご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第1号は許可決定いたします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定

についてご説明します。

5 ページ目をご覧ください。今月の申請は 4 件 8 筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が 3,544㎡です。

【議案第 2 号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6 番： 今ほど事務局より説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

3 番： 今ほど事務局より説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

12 番： 受付番号 2 番 3 番の周辺の宅地化している土地は利用されるのか。

事務局： 一部駐車場として利用する部分もあるが、県道沿いの土地等については計画外であり、今後の利用方法等は未定と伺っております。

議 長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第 2 号は意見決定いたします。

議案第 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に

よる意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全65件、147筆、232,240 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

6番： 65番及び128番について詳しく説明をお願いします。

事務局： 65番については農地中間管理機構による荒廃農地の整備事業を実施した後、耕作者が借り受けることとなります。今回は、地権者から中間管理機構のみを記載していますが、耕作者は既に決まっており、年数等も両者で決めておられます。

128番については基盤整備事業実施地のため、地権者兼耕作者が中間管理機構に貸し、その土地を機構から地権者兼耕作者が借り受けている形になります。

14番： 荒廃農地の整備事業の費用はだれが負担するのか。要件等はあるのか。

事務局： 中間管理機構です。但し、上限金額は決まっており、それを超える分については地権者等が負担する必要があります。要件については借り手が認定農業者であること、契約期間が10年以上であること、賃借料が0円であること等、いくつかの要件があります。

12番： 補助金等をもう少し利用しやすいような制度設計にしていきたい。
条件が複雑であったり、限定されていることが多い。

事務局： 中間管理機構及び県、国へ進達していきたい。

6番： 中間管理機構との契約は、耕作者に関しては賃料の内訳を把握できるが、
地権者は内訳を把握できているのか。

事務局： 地権者は内訳の一覧は把握できていないと思われる。

10番： 地権者と耕作者のトラブルを未然に減らすためにも、地権者へ振り込ま
れる金額の内訳を地権者が把握できるよう改善していきたい。

事務局： 中間管理機構へ伝達させていただきます。

議 長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第3号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局よ
り説明して下さい。

事務局： ・非農地通知 (R7.12月実施分について)
・令和7年度農業委員会視察研修収支報告
・農振除外 (R7.11月受付分について)
・魚津市賃借料情報について

- ・農作業標準料金について
- ・令和7年度農業者との意見交換会について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時00分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が労働力不足により農地の管理ができないため、申請地周辺への将来的移住と農地取得を希望している譲受人に所有権を移転するものである。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、12月22日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第2号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は上下水管が埋設された道路の沿道に位置し、500m以内に魚津高校及び東部中学校があるため、第3種農地であると判断しました。 許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は既存敷地が手狭となっており、煩雑している状況を解消し、円滑な業務の遂行、新たな事業の展開をすべく、申請地に作業所及び駐車場を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、融資可能証明を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は作業所及び駐車場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、作業所及び駐車場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け流入を防ぎつつ、自然浸透及び用悪水路へ排出する計画であり、隣接農地へ被害が及ばぬよう十分配慮されます。 生活排水については公共下水道へ接続して排出します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第2号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、幅員4m以上の道路により構成される街区における宅地面積割合が40%を超える街区に含まれるため、第3種農地であると判断しました。 許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は現在グループ本部の事務所にて業務を営んでいる。業務拡大、従業員増に併せて手狭となっている状況を解消すべく、申請地に事務所を建設する計画である。 また、市内果樹農家の多くが軒先販売のため、消費者が一カ所で複数品目の果樹を購入しづらい点を解消すべく、直売所とするための貸店舗の建設を計画した。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら住宅用地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については自己資金にてまかなう計画で残高照会を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成されております。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、隣接宅地と申請に係る農地とを一体として申請に係る事業の目的に利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は事務所及び貸店舗として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、事務所及び貸店舗が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については申請地内の既設排水路を利用し排水されます。生活排水は既存公共下水道へ接続して排出します。 今回の転用によって集団農地を分断する事はありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第2号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、幅員4m以上の道路により構成される街区における宅地面積割合が40%を超える街区に含まれるため、第3種農地であると判断しました。 許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は事務所及び貸店舗の農地転用を計画しており、それに伴い進入通路が必要なため、開発する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら住宅用地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については自己資金にてまかなう計画で残高照会を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成されております。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、隣接宅地と申請に係る農地とを一体として申請に係る事業の目的に利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については申請地内の既設排水路を利用し排水されます。生活排水は発生しません。 今回の転用によって集団農地を分断する事はありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第2号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は住宅用地当に連たんし、かつ農地集団規模あ10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断しました。 許可基準は既存敷地の拡張の準用です。	
転用目的	譲受人は隣接の既存敷地にて小規模工事における発生残土を保管しており、通路及び駐車場が手狭となっている。従業員の増員及び重機車両の増車による、業務拡大及び円滑化をすべく、申請地を資材置場及び車両置場とする計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高照会を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は資材置場及び車両置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場及び車両置場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については土砂造成とし、自然浸透により排水する計画です。 生活排水は発生しません。 今回の転用によって農地集団規模を分断する事はありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		